					県条例による基準	
			禁止地域			市の考え方
		第1種	第2種	第3種		
許可不要	Ę				T	
自家用	面積		5m [°] 以下		10㎡以下	
	個数		3枚(個・基)以下		3枚(個・基)以下	県条例と同様に規定 -
	用以外			面積・1	固数に関わらず、すべて許可要 	
許可基準	<u>E</u>					
	<u>_</u>	①特に景観	に配慮すべき地域又は	場所では、広告物等	等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとすること	<u> </u>
	<u>_</u>	②広告物の	裏面、側面及び広告物	を掲出する物件は、	塗装その他の方法により装飾をし、その装飾を表示面と調和したものとすること	┃ - 県条例と同様に規定
	<u>_</u>		③ネオンサインその(也の照明を使用する	広告物等は、昼間における美観の維持に必要な対策を講じること	スペリンドリネバーのU.C.
			(2	り、蛍光塗料、蛍光フィ	プルム又は反射光の強い塗料を使用しないこと 	
			対象外		⑤第1種低層・中高層住居専用地域、第2種低層・中高層住居専用地域又は風致 地区の境界線から100m以内の地域に掲出する広告物で、これらの地域から視認 できるものは、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用す るものを使用せず、かつ、光源の点滅(光源の動き又は光源の輝度の変化を含 む)がないものとすること	5.「光源の点滅」として、「光源の動き」、「光源の輝度の変化」に加え「光源の色彩の変化」を含むこととします。
共通	基準				規定なし	※「可変表示式広告物」とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物(60秒以上静止した画像又は文字を表示するものを除く)とします。 ⑥第1種低層・中高層住居専用地域、第2種低層・中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、第1種・第2種は居地域表示基準に適合すること。 (1)自家用広告物等以外は禁止 (2)設置数は1敷地に1個以下 (3)1方向の表示面積は5㎡以下、合計10㎡以下 (4)上端の地上からの高さは5m以下 (5)壁面における表示面積の計算は5倍した面積によるものとする。 ⑦近隣商業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域に表示又は設置するものが⑥で規定する地域の境界線から100m以内の地域に表示又は設置するものが⑥で規定する地域から視認できるものは次に掲げる基準に適合すること。 (1)1方向の表示面の面積は10㎡以下 (3)壁面における表示面積の計算は4倍した面積によるものとする。

1

	県条例による基準					
	禁止地域		許可地域		市の考え方	
	第1種	第2種	第3種	21 3	5 <i>x</i>	
許可基準(個別基	準)					
1. 屋上利用			_			
広告物の高さ			【商業系以外】 地上から設置する 【工業系地域】	箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下 箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下 箇所までの高さの1/2以下かつ7m以下	商業系 地域 かつ 10m以下	
地上からの高さ			【商業系】 52m以下 【商業系以外】 47m以下		地域 かつ 10m以下 10000 00 00000 00 00000 00	
掲出場所				木造建築物の屋上禁止		
色彩	が	生	・彩度の高い色(彩度10以上の色)の 色数は2色以下 ・彩度の高い色を 使用する地色部分 の表示面の面積に 対する割合1/2以 下(色数が3色以下 の場合を除く)	なし	その他 の地域 5万 5m以下	県条例と同様に規定
				を 面の延長面から突出禁止 ・支柱や骨組みの遮へい		
その他			・ネオンサイン等の 使用禁止・光源の点滅が急 速なものの禁止	【商業系以外】 ・ネオンサイン等使用禁止 ・光源の点滅が急速なものの禁止		

				県条例による基準		
		禁止地域		許可均	┧┪	市の考え方
	第1種	第2種	第3種	II 722		
2. 壁面利用						
表示面積の合計		[[F	【商業系】壁面の1/4 商業系以外】壁面の	以下 1/5以下	商業系	
地上からの高さ			【商業系】52m以 【商業系以外】47m	下 n以下	商業系地域	
色彩	・彩度の高い色の色数は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対す る割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)			なし	H 00000 00 ab≦AH×1/4	・表示面積、高さは県条例と同様に規定
	・壁の外郭線からの突出 ・窓・開口部をふさがない ・意匠が同一のものは1壁			いこと	その他の地域 A	※「意匠が同一のものは1壁面に1個」について 実態に即して景観上支障のない「2個まで」に変更予定 (出入口などに左右対称に配置されることが多いため)
その他	・ネオンサイン等の ・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅の禁止 ・光源の点滅が急 速なものの禁止			ネオンサイン等を使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積とする。(商業系以外では5倍)	H H H H B B B B B A H X 1 / 5	
	※自家用以外の広告物は案内誘導を目的としたものに限る			なし		
3. 壁面突出						
建築物からの出幅			建築物から1.5m以下			
地上からの高さ]	【商業系】52m以下 【商業系以外】47m以下		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
道路面からの高さ			4.5m以上(步	道上2.5m以上)	道路境界線	
色彩		・彩度の高い色の色・彩度の高い色を使表示面の面積に対 (色数が3色以下の	使用する地色部分の する割合1/2以下	なし		
	禁止	・壁面の上端を		超える突出し禁止 等で被覆し露出させないこと	1.5m 以下	県条例と同様に規定
その他		・ネオンサイン等の 使用禁止 ・光源の点滅の禁 止	・ネオンサイン等の 使用禁止・光源の点滅が急 速なものの禁止	交通信号機から10m以内でのネオンサイン等の使用禁止・光源の点滅の禁止	Im 以下	
		※自家用以外の広 目的としたものに限	告物は案内誘導を ほる	なし		

				県条例による基準		
	禁止地域 第1種 第2種 第3種 第3種			許可地	也域	市の考え方
4. 自己敷地内建			おり住			
表示面積	〇広告塔	20㎡以下、表示面和 方向の表示面の面積		広告板 15向の 表示面の面積 20㎡以下		
数量			2基以下			
地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下	15m以下		県条例と同様に規定
色彩	・彩度の高い色の色数は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)			なし	広告塔 15m以下	7K7K171C177167C
その他	・ネオンサイン等の ・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅の禁止 ・光源の点滅が急 速なものの禁止		【商業系地域以外】 ・地上からの高さが5メートルを超える場合はネオンサイン等の使用禁止・光源の点滅が急速なものの禁止	それぞれ接する2方向の表示面の 面積の合計30㎡以下		
5. 自己敷地外建	植え(野立広告物)					
表示面積				〇広告板 1方向の表示面積10㎡以下、表示面積20 ㎡以下 〇広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の 合計15㎡以下、表示面積30㎡以下	広告板 1方向の表示面の面積 10 m以下 (ただし、路線からの距離が 100m以上のものにあって) は、20m以下 広告塔 10m以下	
地上からの高さ				〇広告板 5m以下 〇広告塔 10m以下		
相互距離				5m以上		県条例と同様に規定
掲出場所				・特定区域での掲出禁止 ・交通信号機・踏切からの距離5m以上		
色彩				彩度の高い色は2色以下	15㎡以下	
その他				・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅の禁止	それぞれ接する2方向の 表示面の面積の合計 15㎡以下	

					県条例による基準		
		禁止地域		許可地域		市の考え方	
		第1種	第2種	第3種	H1 - 3 - 1		
6. 自己	. 敷地外建	植え(道標・案内図板	英等)				
	道標	1㎡以下		2r	n ⁱ 以下		
27.71	案内図板	3㎡以下		6r	n ⁱ 以下		
面積	説明板	2㎡以下		4r	n ⁱ 以下	道標イメージ	
	その他	3㎡以下		6r	n ⁱ 以下		
地上か	らの高さ	3m以下	3m以下	(市長が特にやむを	:得ないと認めるときは5m以下)		
相互	距離			5m以上			県条例と同様に規定
色	!彩	・彩度の高い色の色・彩度の高い色を使 (色数が2色以下の	用する地色部分の表	示面の面積に対する	る割合1/2以下		
掲出	場所		交通信	号機・踏切からの距	離5m以上		
~ 0	の他			分の表示面の面積 イン等の使用・光源(に対する割合1/5以下 の点滅の禁止		
7. 自己	. 敷地外建	植え(案内誘導広告	物)				
表示	面積			1方向2㎡以下			
横の)長さ	2m以下					
地上か	らの高さ			3m以下			
誘導	距離	案内誘導しようとする施設から10km以内					
相互	距離			5m以上			
掲出	場所		交通信	号機・踏切からの距	離5m以上	県条例と同様に	県条例と同様に規定
色彩			・彩度の高い色2色以下 ・彩度の高い色の地色部分に対する割合1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く)				
₹ <i>0</i>	の他		・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示 ・方向、距離等の誘導にかかる表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止、光源の点滅の禁止				

					県条例による基準				
			禁止地域		許可均		市の考え方		
		第1種	第2種	第3種	n -32				
8. 電柱	℄∙街灯を₹	川用するもの							
	┃ ┃ 規格		〇突出す	るもの 縦1.2m以下、	横0.45m以下				
	אנזם		○巻き付けるもの	の 1.5m以下、表示面	ī積1方向0.5㎡以下				
	数量		電柱1本につき	突出するもの、巻き	付けるもの 各1個				
	高さ		〇突出するもの	道路面から4.5m以」	(歩道上2.5m以上)	Ti am			
	同〇		〇巻き付	けけるもの 道路面か	ら1.2m以上	電 柱 1.2m 以下			
電柱 利用	掲出場所		交通	通信号機からの距離を	im以上	を 利 用 1.5m 0.45m 以下	県条例と同様に規定		
	色彩			彩度の高い色は2色 への彩度の高い色の		用 1.5m 以下 車道上4.5m以上 事道上2.5m以上 歩道上2.5m以上 表示面積			
		突出するものは、設は路肩側とすること		の区別のある道路に	こあっては歩道側、その他の道路にあって	7 1.2m 以上 表示面積 0.5㎡以下			
		※自家用以外の広 のに限る	告物については案内	誘導を目的としたも	なし				
	規格				1方向0.2㎡以下	面積 0.2㎡以下			
	数量				街灯1本につき突出するもの1個				
	高さ				道路面から4.5m以以上(歩道上2.5m以上)				
	掲出場所				交通信号機からの距離5m以上				
街灯 利用	色彩		禁止		・彩度の高い色は2色以下 ・地色への彩度の高い色の使用禁止(色 数が2色以下の場合を除く)	用 する	県条例と同様に規定		
	その他			・商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとすること・同一商店街に掲出するものにあっては規格を統一すること・厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること	車道上4.5m以上 歩道上2.5m以上				

		禁止地	域	許可地	市の考え方	
		第1種 第2種	第3種	ווייי	5-%	
9. バス	停留標識、	. 消火栓標識を利用するもの				
	規格	1方[句につき表示板の表示面の	面積の1/3以下	バフ信羽が振識を利用するたの	
バス 停留所	数量		1個		バス停留所標識を利用するもの	
	その他	車両の	進行方向から展望できない	面に表示すること	留所名	
	規格		縦0.4m以下、横0.8m	以下	面積(a) 運行系統	
┃ ┃消火栓	数量		標識1本につき突出する	もの1個		
月次任	高さ	ì	直路面から4.5m以上(歩道」	上2.5m以上)		
	掲出場所		交通信号機からの距離	5m以上		県条例と同様に規定
	色彩	・地色への彩度	・彩度の高い色は2色 の高い色の使用禁止(色数		消火栓標識を利用するもの	
共通	その他	・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅の禁止	・ネオンサイン等の 使用禁止・光源の点滅が急 速なものの禁止	なし	0.4m以内 0.8m 以内 車道上4.5m以上 (歩道上2.5m以上)	
		※自家用以外の広告物は案内誘	導を目的としたものに限る			
10. ア-	ーチ、アーゲ	ケードを利用するもの				
アーチ 利用	その他			・商店街、自治会等が、商店街名、町名等 を表示するためのものとすること ・ネオンサイン等の使用禁止、光源の点滅 の禁止	アーチを利用するもの	
	表示面積			1方向につき0.5㎡以下	1 (歩道上は 2.5m以上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (
アーケー	数量	禁止		広告物を表示し、又は設置しようとする者1 人につき1個とすること	アーケードを利用するもの	県条例と同様に規定
ド利用	その他			・同一商店街に掲出するものにあっては規格を統一すること ・照明を伴うものであること ・ネオンサイン等の使用禁止、光源の点滅の禁止	面積 0.5m以下 4.5m以上 (歩道上は 2.5m以上)	
共通	高さ			道路面から4.5m以上(歩道上2.5m以上)	道 路	

			-1- c +11-			
	第1種	禁止地域 第2種	第3種	許可均	市の考え方	
11. 電車に表示す		N 12	712 - 12			
表示面積	広告物が表示される とすること	5車両1両の各面に	おける広告物の表示面	面積の合計は、当該各面の面積の1/5以下		
色彩	地色に彩度の高い色 ただし、地色をその	色又はマンセル色票 表示する箇所の車両	系に規定する彩度が 前の色とする場合は、こ	8以上の青若しくは青緑を使用しないこと。 この限りでない。		県条例と同様に規定
12. 自動車に表示	きするもの					
宣伝車	消防自動車又は救急	急自動車と紛らわしく				
路線バス	表示面積は、側部に と (ラッピングバスを除		後部 1m以下 側部3m以下	県条例と同様に規定		
13. 垣、塀を利用	するもの					
表示面積		表示	下面積の合計は、掲出	される垣又は塀の面の面積の1/4以下とする	ること	
個数 ————				2個以下とすること		
色彩	・彩度の高い色は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対す る割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)					
				県条例と同様に規定		
その他	・ネオンサイン等の ・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅の禁止 ・光源の点滅が急 速なものの禁止			なし		
	※自家用以外の広告物は案内誘導を目的としたものに限る					

				県条例による基準		
	第1種	禁止地域 第2種	第3種	許可地域	市の考え方	
14. 広告幕(壁面を	利用するものを除く)					
高さ			横断幕にあっては	、道路面からの高さが4.5m以上であること		
色彩	・彩度の高い色は2色 ・彩度の高い色を使 る割合1/2以下(色数	用する地色部分の表	長示面の面積に対す -除く)	なし	県条例と同様に規定	
その他	;	※自家用以外は禁止	Ł	なし		
15. アドバルーン						
規格		幅1.5m	以下、高さ15m以下の	網に布片等で表示し、かつ主網に十分緊結すること		
色彩	・彩度の高い色は2色 ・彩度の高い色を使 る割合1/2以下(色数	用する地色部分の表	表示面の面積に対す -除く)	なし	県条例と同様に規定	
その他	;	※自家用以外は禁止	Ł	なし		
16. 広告旗						
規格			表表	示面積は2㎡以下とすること		
相互間距離		道路の路肩か	ら5m以内の場所に掲	引出するものにあっては、相互間の距離を5m以上とすること		
色彩	・彩度の高い色は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対す る割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)			なし	- 県条例と同様に規定 	
その他	;	※自家用以外は禁止	Ė	なし		
17. 置き看板						
設置場所						
色彩	・彩度の高い色は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対す る割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)			なし		
その他	・ネオンサイン・ ・光源の点	等の使用禁止 ほ滅の禁止	・ネオンサイン等の 使用禁止・光源の点滅が急 速なものの禁止	なし	県条例と同様に規定	
	※自家用以外の広告	告物は案内誘導を目	的としたものに限る	なし		

				県条例による基準	
		禁止地域		- 許可地域	市の考え方
	第1種	第2種	第3種	al 中 地域	
許可基準(総量規	制)				
面積	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下	なし ※高さが15mを超える建築物に掲出する広告物について 総表示面積は、一建築物の壁面合計面積 (近隣商業地域及び商業地域にあっては52m以下、 その他の地域にあっては47m以下の面積)の 1/2を超えないこと	県条例と同様に規定
個数	3枚(個·基) 以下	4枚(個·基) 以下	5枚(個·基) 以下	B (壁面を利用) (広告編 (W) (ボネ 例と同作の